



北空知地域連携に関する協定書

深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町及び沼田町（以下「関係市町」という。）は、各町村
境界の形態に關し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、北空知圏圏域内各町の町界が互に重なり合っており、各町村境界地帯が
互に重複する関係に關し、各町村の町界を調整して人口の過剰集中による過剰な生活環境の悪化
を防ぐこと及び各町村の町界を調整することにより、各町村の町界を調整することとする。



北空知地域連携に関する協定書

第2条 各町村は、この協定に基づき、各町村の町界を調整して人口の過剰集中による過剰な生活環境の悪化
を防ぐこと及び各町村の町界を調整することにより、各町村の町界を調整することとする。

（協定する町界及び町界調整）

第3条 各町村は、この協定に基づき、各町村の町界を調整して人口の過剰集中による過剰な生活環境の悪化
を防ぐこと及び各町村の町界を調整することにより、各町村の町界を調整することとする。



第4条 各町村は、この協定に基づき、各町村の町界を調整して人口の過剰集中による過剰な生活環境の悪化
を防ぐこと及び各町村の町界を調整することにより、各町村の町界を調整することとする。



第5条 各町村は、この協定に基づき、各町村の町界を調整して人口の過剰集中による過剰な生活環境の悪化
を防ぐこと及び各町村の町界を調整することにより、各町村の町界を調整することとする。

第6条 各町村は、この協定に基づき、各町村の町界を調整して人口の過剰集中による過剰な生活環境の悪化
を防ぐこと及び各町村の町界を調整することにより、各町村の町界を調整することとする。



第7条 各町村は、この協定に基づき、各町村の町界を調整して人口の過剰集中による過剰な生活環境の悪化
を防ぐこと及び各町村の町界を調整することにより、各町村の町界を調整することとする。

第8条 各町村は、この協定に基づき、各町村の町界を調整して人口の過剰集中による過剰な生活環境の悪化
を防ぐこと及び各町村の町界を調整することにより、各町村の町界を調整することとする。

第9条 各町村は、この協定に基づき、各町村の町界を調整して人口の過剰集中による過剰な生活環境の悪化
を防ぐこと及び各町村の町界を調整することにより、各町村の町界を調整することとする。

平成29年3月

深川市 妹背牛町 秩父別町 北竜町 沼田町

北空知地域連携に関する協定書

深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町及び沼田町（以下「関係市町」という。）は、市町村連携の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、北空知圏振興協議会の構成市町が北海道の定める「市町村連携地域モデル推進要綱」に規定する関係市町が連携して人口の定住のために必要な生活機能の確保に向けて行う地域連携事業の推進に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 関係市町は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携し、又は協力するものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 関係市町が取り組む政策分野、取組の内容及び関係市町の役割については、別表1に定めるとおりとする。

（事務の執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

- 第4条 関係市町は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。
- 2 関係市町は、前条に規定する取組を推進するために必要な費用が生じる場合は、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
 - 3 第1項の規定により必要となる手続き及び人員の確保に係る負担並びに前項に規定する費用の負担については、その都度、関係市町が協議して別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 この協定を変更する場合は、北空知圏振興協議会での決定を要する。

（協定の解消）

第6条 この協定を解消しようとする場合は、北空知圏振興協議会での決定を要する。

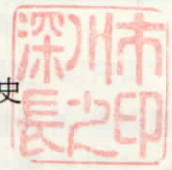
（定めのない事項等の処理）

第7条 この協定に定めのない事項または、この協定の条項に疑義が生じた場合は、関係市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、関係市町が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年3月24日

深川市
深川市長 山下 貴史



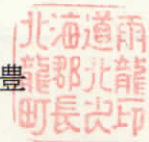
妹背牛町
妹背牛町長 寺崎 一郎



秩父別町
秩父別町長 神薮 武



北竜町
北竜町長 佐野 豊



沼田町
沼田町長 金平 嘉



別表1 (第3条関係)

※市町村連携地域モデル推進要綱に定める政策分野のうち、北空知地域連携ビジョンに掲載する事業を記載する。

生活機能の強化に係る具体的取り組み
ア医療

取組内容	各市町の役割
<p>地域医療及び介護サービスの総合的な提供体制を確保するため、「北空知における地域医療・介護の提供体制の確保と連携に関する協定書」に基づき北空知地域医療介護確保推進協議会を共同設置し、深川保健所、深川医師会、深川地区消防組合、介護サービス事業者等の地域医療及び介護に係る関係機関・団体と協働して地域医療及び介護に係る連携推進事業を広域的に実施するとともに、北空知圏における地域包括ケアシステムを構築する</p>	<p>深川市・妹背牛町・秩父別町 ・北竜町・沼田町</p> <ul style="list-style-type: none"> ○北空知地域医療介護確保推進協議会及び北空知地域医療介護支援センターの共同設置 ○地域における要望・情報資源の集約

イ産業振興

取組内容	各市町の役割
<p>「北空知」の知名度向上と「北空知」への誘客拡大を図るため、「北空知」を周遊する日帰り観光ルート（観光商品）の開発、モニターツアーの実施、首都圏でのプロモーション活動の展開及び広域観光の推進母体の整備を進める</p>	<p>深川市・妹背牛町・秩父別町 ・北竜町・沼田町</p> <ul style="list-style-type: none"> ○拠点整備（北空知観光ネットワークの運営主体団体の体制強化） ○北空知観光ネットワークが行うモニターツアー実施による観光商品開発への支援・協力 ○北空知観光ネットワークが行う観光コンテンツ整備とプロモーション活動実施の支援・協力 ○北空知観光ネットワークが行う「北空知」PRの取り組み支援・協力



(清見集文部) 上巻

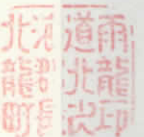
清見集文部 上巻 柿印

柿印

柿印



清見集文部	柿印
<p>清見集文部 上巻 柿印</p> <p>清見集文部 上巻 柿印</p> <p>清見集文部 上巻 柿印</p> <p>清見集文部 上巻 柿印</p>	<p>清見集文部 上巻 柿印</p> <p>清見集文部 上巻 柿印</p> <p>清見集文部 上巻 柿印</p> <p>清見集文部 上巻 柿印</p>



柿印

清見集文部	柿印
<p>清見集文部 上巻 柿印</p> <p>清見集文部 上巻 柿印</p> <p>清見集文部 上巻 柿印</p> <p>清見集文部 上巻 柿印</p>	<p>清見集文部 上巻 柿印</p> <p>清見集文部 上巻 柿印</p> <p>清見集文部 上巻 柿印</p> <p>清見集文部 上巻 柿印</p>

